

施設整備基本方針

— 理事会基本方針を実現するための施設整備の考え方と在り方 —

1. 施設整備の基本的目的

- ① 施設整備の最も重要な目的は、学部教育の充実であり、その上で、既存大学院・専門職大学院の教育・研究環境の充実を図ることにある。つまり、本学の教育・研究のレベル向上に資するものでなければならない。
- ② 中央大学の拠点は、移転後 30 年の教育・研究の実績を踏まえて定着し、学園都市としての地位を確保した「多摩の地」である。したがって、施設整備は、まずは「多摩の地」を充実していくことを目的に行う。
- ③ 都心展開は、中央大学の拠点たる「多摩の地」のプレゼンスを高め、ブランド力を向上させることを目的に行う。したがって、都心施設は、この目的を達成させるものでなければならない。

2. 施設整備に当たっての基本的姿勢

- ① 施設整備に当たっては、当該各施設の現状と課題を明らかにして、それを共有化させなければならない。したがって、施設整備は、夢や願望だけで対応すべきではない。
- ② 施設整備への要望や要請を行う機関にあっては、「1. 施設整備の基本的目的」を踏まえて行わなければならない。特

に、現在、都心に位置する機関にあっては、好立地であることを念頭に置くべきである。その上で、5 年から 10 年の期間においてどのような活動を目指し、そのための施設整備目的を立案するかが重要である。その立案内容については、責任をもって明確にかつ積極的に説明しなければならない。

3. 「多摩の地」の充実についての基本目標

- ① 次の施設を整備することを目標とする。
 - ・ 少子化の中において、多くの学生が集い、生活する活力ある施設
 - ・ 大学間競争の中において、他大学には例をみないプレゼンスとブランド力を象徴する施設
 - ・ 国際化を推進する中において、多くの留学生が集まるとともに、多摩の地を国際文化都市に導くような施設
- ② 多摩の地を充実させるために、都心のほか戦略的な施設整備に努め、必要な用地確保に意を用いることとする。特に、神奈川県は、本学にとって都心に次ぐ、「多摩の地」を充実させるために必要なエリアと認める。
- ③ 21 世紀館(仮称)については、「1. 施設整備の基本的目的」に資するものでなければならない。

4. 都心既存施設についての基本目標等

- ① 駿河台記念館、後樂園キャンパス及び市ヶ谷キャンパス各施設並びに市ヶ谷キャンパス周辺の賃貸施設については、その現状と利用実態を正確に把握して、「1. 施設整備の基本的目的」の達成に資する施設整備を目標とし、「多摩の地」に教育の主軸があっても、中央大学を象徴的に現す都心展開を果たすべきである。
- ② 特に後樂園キャンパスにあっては、主たる収容機関が理工学部であることに鑑み、理工学部は、「2. 施設整備に当



たつての基本的姿勢」の②を踏まえ、好立地に相当する教育・研究活動の展開を果たすべきである。

5. 都心新施設についての基本目標等

① 整備充実すべき都心新施設は、次の観点を基本とする。

・「1. 施設整備の基本的目的」の③に資するため、「多摩の地」と「都心」とを機能的に連携させるものとする。したがって、学部学生との結びつきや満足度に配慮し、例えば、多摩キャンパスに構想している「21世紀館」(仮称)と連動する施設内容を指向する。

・都心という立地条件を考慮し、都心新施設は、本学高等教育の強化(高度専門職業人教育を含むものとする)とともに、高度の研究者を養成するセンター的機能の充実を含む。)、国際競争力の向上について資するものでもあり、中央大学が社会により一層開かれた存在であることをアピールするものとする。

・上記の観点を踏まえ、学生、教職員、学員、一般の方々の交流・コミュニケーションができる施設内容を指向する。

② 基本的に、今後取得又は整備する都心新施設については、収容する機関の活動が、本基本方針に合致しているものであり、その効果が客観的に説明のつくものであることを原則とする。

③ 上記を踏まえて、稼働率の向上を図りつつ、効率的な利用がなされているかを定期的に検証することを原則とする。そのため、収容する機関は、恒常的に収容されるものでなく、当然に、既得権益としては取り扱わないものとする。

6. 附属学校施設その他の施設についての基本姿勢

① 附属学校施設、学友会体育連盟南平寮・東豊田寮等の体育施設その他の本学施設についても、「2. 施設整備に当たつての基本的姿勢」の①を踏まえた整備を図ることを基本姿勢とする。

② 我が国の現在の経済環境を踏まえるとき、今こそ、本学施設を充実する絶好の時期であると認識する。

7. 施設整備と財政の安定化

① 施設整備の確保及び強化充実に当たっては、もとより、安定した本学財政の確立が必要不可欠である。したがって、本基本方針の具体化に併せて、理事長の下、学内外の有識者による検討チームを設定し、本学の安定的経営の具体化策の検討に着手する。

② 上記の検討をはじめ本学の財政の安定化策の確立は、透明性をもって、管理経営していかなければならない。

以上

市ヶ谷田町ビルを取得

今期理事会は、上記「施設整備基本方針」に即して、理事会基本方針に掲げた法人における重点事項「都心新施設の確保策」の一環として、新宿区市ヶ谷田町に教育・研究用施設に供するための「土地・建物」を取得しました。

この市ヶ谷田町ビルの収容機関や使用方法に関しては、理事長の下に委員会を組織して、全体のバランスを図りながら最適な配置を実現するように、公平性をもって決定するための検討を進めています。

土地・建物の概要

土地：新宿区市ヶ谷田町一丁目17-1他
1,495.26㎡

建物：鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根
地下1階付15階建
7,362.67㎡

